

### 30 フランスにおける人痘法受け入れ論争

小田 泰 子

一七二三年にイギリスの『理学紀要』にコンスタンチノーブルにいる医師からそこで行われている人痘法が報告された。一七二一年からロンドンで始まった天然痘流行にあたって、イギリス宮廷は、囚人・孤児を使って人痘法の危険性を確かめた後、一七二二年に二人の王女に人痘接種が行われた。イギリスでは人痘法を是とする者、非とするものによる論争がたたかわされた。

一七二三年にフランスでも人痘法受け入れが議論された。これを提案したのはフランス王ルイ一五世の摂政オルレアン公であった。パリ大学神学部は人痘法の実験開始を承認した。間もなく「人痘法に疑問を呈する理由」という無署名のパンフレットが出された。これを書いたのはパリ大学医学部の学長も勤めたことのあるエツケで

あった。エツケは「人痘法は氣候風土の異なる非文明国トルコで、無学文盲の女性が行っている方法にすぎない。接種に際して行われる切開の大きさ、深さ、接種する膿の量等がまだ分からない。新大陸ボストンでは行政が人痘法を禁止した。天然痘の膿を人体に入れるのは文明国が禁止している毒矢と同じである。人痘法は人が本来持つていない病気を人工的に体内に入れる術であり、神の掟に反するのではないか。イギリス人が受け入れているからと言ってフランス人が受け入れる理由はない」と反対した。エツケの主張が通りパリ大学医学部は人痘法の実験開始を否定した。フランスでは大学の神学部が賛成し医学部が反対するという結果になったのであった。

フランスにおける初期の人痘法受け入れは、人痘法がまもっていた前近代的な加持祈禱・まじないと類似した衣に惑わされ、その真価を判断できなかったこと、神学部と医学部との確執、イギリスへの対抗意識、神の領域をおかすという宗教的な問題等が背景となつて、人痘法が反対された。

フランスで再び人痘法受け入れが論じられるのは、そ

れから三〇年以上後のことになる。人痘法を再び議論の場に持ちだしたのは数学者コンダミーヌであった。コンダミーヌは一七二八年から南アメリカの地理調査に行き、アマゾンで、カルメリート会修道士が天然痘流行に際して原住民に人痘法を行い、非常に有効であったことを知った。その後サウスカロライナでも人痘法が行われ、これも天然痘流行の終息に有効であったことを聞いた。

その後コンダミーヌはコンスタンチノープルへ行きそこで行われている人痘法を見た。一七五〇年代になって人痘法はフランス以外の地では、流行時にはあるが受け入れられていた。コンダミーヌは各地で行われた人痘法とその結果を集計して一七五七年にフランス科学院で講演「天然痘に対する人痘法報告」を行った。

この人痘法を百科全書派の啓蒙主義哲学者ヴォルテール、デイドロ、ダランベールらが支持した。

一七六三年になって、パリ大学医学部は二人の委員を選び、人痘法受け入れを検討することにした。これらの委員は途中で賛成派と反対派に分裂し、それぞれが報告書を提出した。これを受けて一七六六年にパリ大学医

学部で投票が行われた。結果は賛成五二、反対二六、棄権一三と三分の一の反対はあったが人痘法受け入れが承認された。

人痘法は各国で医学的・社会的・宗教的に非難された。アメリカで最初に人痘法を受け入れたのはピューリタンの牧師と外科医であり、イギリスではプロテスタントの医師や数学者たちであった。フランスで人痘法受け入れの素地を作ったのは、国外に脱出したユグノーから情報を得た科学者や哲学者たちであった。フランス革命以前のフランスは封建主義が支配し、カトリック教会が絶対的な力を持っており、新しい改革には抵抗する傾向があった。

(東北大学国際文化研究科博士課程後期三年)